

令和5年度における電気の供給を 受ける契約の締結実績について

【暫定版】

令和6年9月13日

電気の供給を受ける契約では特に記載のない限り、令和5年度において国及び独立行政法人等が調達した「高圧・特別高圧」の電気を対象に集計を行っている。

令和5年度における電気の供給を受ける契約 の締結実績

1. 裾切り方式の実施状況
2. 再エネ電力の調達状況
3. 環境配慮契約※の実施状況

※ 令和5年2月の基本方針の改定（令和5年度の契約から適用）において、再エネ電力の最大限導入に向け、契約に当たって「**仕様書等に調達電力に占める再エネ電力の最低限の割合を明記**」することを定めたところ。このため、電気の供給を受ける契約における「**環境配慮契約**」は**裾切り方式の実施**とともに、仕様書等に**再エネ比率を明記**して調達することである

- 1. 裾切り方式の実施状況**
2. 再エネ電力の調達状況
3. 環境配慮契約の実施状況

電気の供給を受ける契約における裾切り方式の実施状況

令和5年度における裾切り方式の実施状況（概要）

○ 国及び独立行政法人等における裾切り方式の実施状況について

- ➡ 契約件数：2,476件（**実施率82.9%**）令和4年度比2.6ポイント減
- ➡ 予定使用電力量：6,832百万kWh（**同69.8%**）令和4年度比13.0ポイント減
- ➡ 電気の供給を受ける契約のうち17.5%（588件/3,359件）が最終保障供給契約
 - ✓ 最終保障供給契約は令和4年度の10.3%（339件/3,300件）と比較しても多い状況。これは2022年秋から年末・2023年始にかけて**最終保障供給契約のピークとなった時期に入札公告が行われた案件が多かった**ためと推察（一般的な入札公告の時期は電気の供給開始時期の2～3か月ないしそれ以前の段階で実施する場合が多い※）

※ 令和5年度の契約締結実績調査においては契約期間（供給開始時期、終了時期及び契約月数等）は聴取しているが、**入札公告時期・期間については聴取していない**。なお、電気の供給開始時期（令和5年3月以前、令和5年4～6月、令和5年7～9月、令和5年10月以降）でみると、**令和5年4～6月が73.8%**（4月に限ると70.3%）と大宗

- ✓ 裾切り方式の実施状況については国の機関は令和4年度比で件数・電力量ともに微減。一方、独立行政法人等は件数が7.0ポイント減、電力量が18.6ポイントの大幅減。これは国立研究開発法人や病院等の電力需要の大きい機関において未実施が多かったことが要因

➡ 未実施理由としては「**応札が見込めない・入札参加者が少ない・不調・不落**」が約半数（49.0%）を占め、以下「**経費削減・安価な契約等**」が11.4%、「**安定供給の懸念**」が11.2%などとなっており、昨今のエネルギー事情（新電力の撤退、新規申込受付の停止、価格上昇等）が少なからず影響を及ぼしているものと考えられるが、全国的な最終保障供給契約の件数はピーク時（2022年10月ころ）に比べ大きく減少・改善

- ✓ ただし、令和4年度においては最終保障供給契約を「裾切り方式の実施が不可能」に分類しており、裾切り方式の実施状況について単純に比較できないことに留意が必要※

※ 令和4年度の契約締結実績調査においては最終保障供給契約を全契約の内数として調査していたが、令和5年度においては外数として調査

令和5年度の契約件数及び予定使用電力量【高圧・特別高圧】

○ 令和5年度の裾切り方式の実施状況（裾切り方式実施不可能分^{注1}を除く）

➡ 契約件数：2,476件（82.9%）**令和4年度比2.6ポイント減**^{注2}

➡ 予定使用電力量：6,832百万kWh（69.8%）**令和4年度比13.0ポイント減**^{注2}

➡ **510件（予定使用電力量2,958百万kWh）が未実施**

高圧・特別高圧 (50kW以上)		①+②+③ 総数（合計）	① 裾切り方式を 実施	② 裾切り方式が 実施可能あっ たが未実施	③ 裾切り方式の 実施が不可能	①/（①+②） 裾切り方式の 実施の割合 （実施不可能 分を除く）
契約件数 (件)	国の機関	2,048 (100.0%)	1,693 (82.7%)	182 (8.9%)	173 (8.4%)	90.3% 90.6%
	独立行政法人等	1,311 (100.0%)	783 (59.7%)	328 (25.0%)	200 (15.3%)	70.5% 77.5%
	合 計	3,359 (100.0%)	2,476 (73.7%)	510 (15.2%)	373 (11.1%)	82.9% 85.5%
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	3,255 (100.0%)	2,921 (89.7%)	182 (5.6%)	152 (4.7%)	94.1% 95.8%
	独立行政法人等	7,387 (100.0%)	3,910 (52.9%)	2,776 (37.6%)	700 (9.5%)	58.5% 77.1%
	合 計	10,642 (100.0%)	6,832 (64.2%)	2,958 (27.8%)	852 (8.0%)	69.8% 82.8%

注1：「裾切り方式の実施が不可能」は、「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む。）」

「系統未接続のため電力供給事業者が限定」「他の機関施設に入居（主たる契約に準ずる必要）」「緊急的・臨時的な契約」「少額随意契約」が該当。令和4年度は最終保障供給契約も「実施が不可能」に分類し単純比較はできない

注2：裾切り方式の実施割合の斜体は令和4年度の実施割合

注3：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

令和5年度の契約件数及び予定使用電力量【低圧】

○ 令和5年度の裾切り方式の実施状況（裾切り方式実施不可能分^{注1}を除く）

➡ 契約件数：1,422件（80.2%）**令和4年度比20.8ポイント増**^{注2}

➡ 予定使用電力量：50,461千kWh（90.2%）**令和4年度比15.3ポイント増**^{注2}

➡ **351件（予定使用電力量5,489千kWh）が未実施**

低圧 （50kW未満、従量電灯 又は低圧電力）		①+②+③ 総数（合計）	① 環境配慮契約 （裾切り方式）を実施	② 環境配慮契約 が実施可能で あったが未実施	③ 環境配慮契約 の実施が不可 能	①/（①+②） 環境配慮契約 を実施の割合 （実施不可能 分を除く）
契約件数 （件）	国の機関	4,540 （100.0%）	1,161 （25.6%）	254 （5.6%）	3,125 （68.8%）	82.0% 57.2%
	独立行政法人等	4,262 （100.0%）	261 （6.1%）	97 （2.3%）	3,904 （91.6%）	72.9% 77.1%
	合 計	8,802 （100.0%）	1,422 （16.2%）	351 （4.0%）	7,029 （79.9%）	80.2% 59.4%
予定使用 電力量 （千kWh）	国の機関	86,762 （100.0%）	42,527 （49.0%）	4,414 （5.6%）	39,821 （45.9%）	90.6% 73.1%
	独立行政法人等	25,490 （100.0%）	7,934 （31.1%）	1,075 （4.2%）	16,481 （64.7%）	88.1% 85.4%
	合 計	112,252 （100.0%）	50,461 （45.0%）	5,489 （4.9%）	56,302 （50.2%）	90.2% 74.9%

注1：「裾切り方式の実施が不可能」は、「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域及び離島を含む。）」

「系統未接続のため電力供給事業者が限定」「他の機関施設に入居（主たる契約に準ずる必要）」「緊急的・臨時的な契約」「少額随意契約」が該当。令和4年度は最終保障供給契約も「実施が不可能」に分類し単純比較はできない

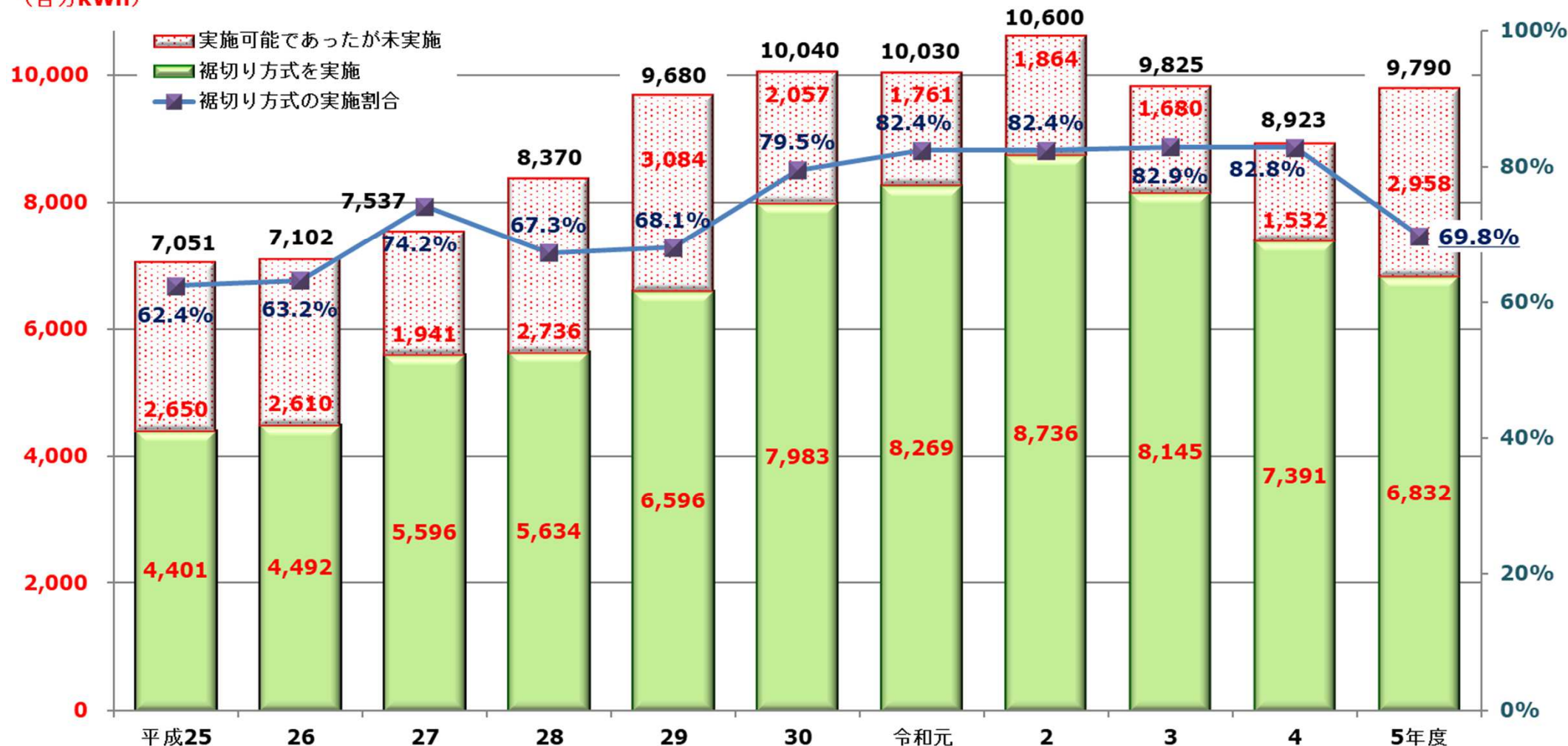
注2：裾切り方式の実施割合の斜体は令和4年度の実施割合

注3：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

裾切り方式実施率（予定使用電力量）の推移

- 令和5年度における裾切り方式の実施率（予定使用電力量ベース）は**69.8%**であり、令和4年度比で**13.0ポイントの大幅減**

（百万kWh）

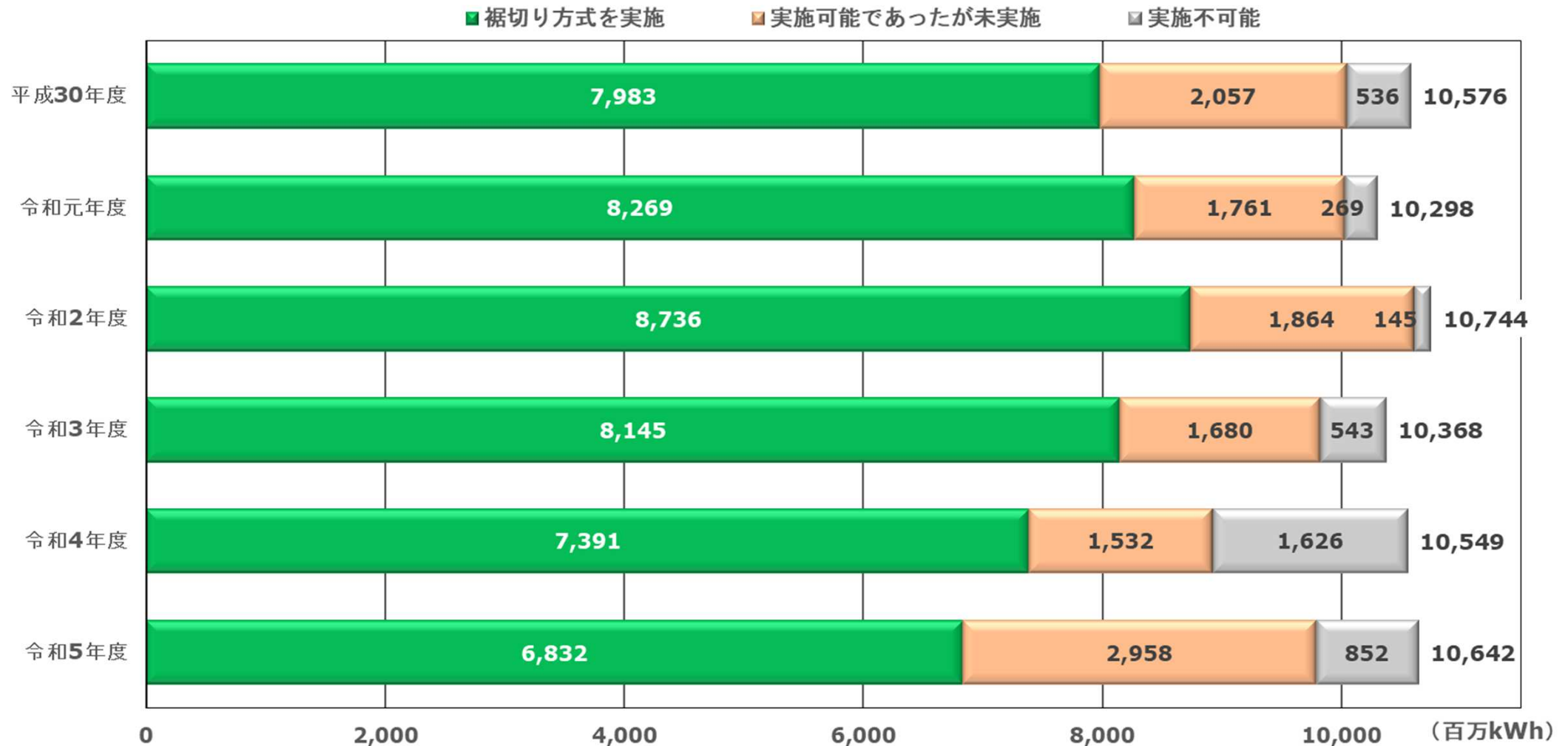


注1：平成28年度から契約方式を細分化して調査を実施。平成29年度までは「電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）」を除いて算定。平成30年度は「電力供給事業者が3者に満たない」及び「少額随意契約」を除いて算定。令和元年度は前記2つに加え、「発電施設を保有等」を除いて算定。令和2年度は「電力供給事業者が3者に満たない」「少額随意契約」及び「系統未接続」を除いて算定。令和3年度以降は前スライド4の注1参照

注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

【参考】電気の供給を受ける契約の予定使用電力量の推移

- 予定使用電力量の総電力量は平成30年度以降は約102億～107億kWhで推移
- 令和4年度以降は最終保障供給契約^{注3}が多く実施不可能が顕著に増加
 - ➡ 令和5年度の最終保障供給契約は1,158百万kWh（588件）



注1：実施不可能についてはスライド4参照

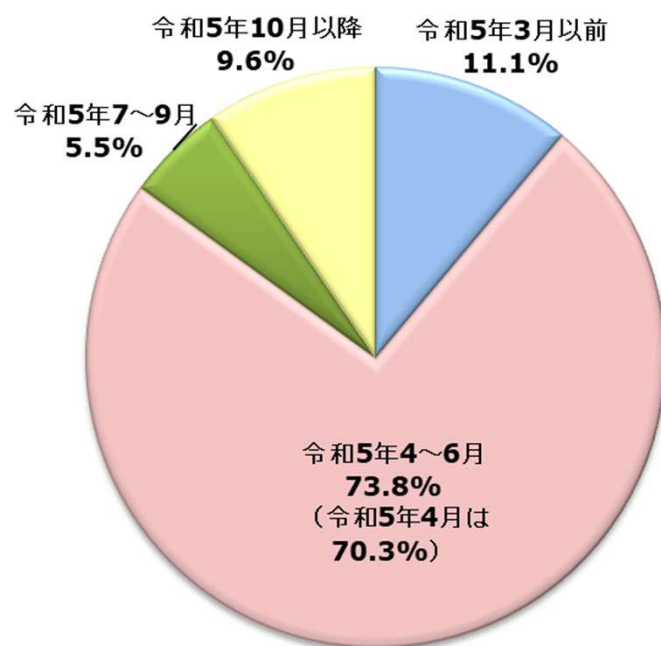
注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

注3：令和4年度は最終保障供給契約を内数として、令和5年度は外数として調査している

電気の供給を受ける契約の供給開始時期

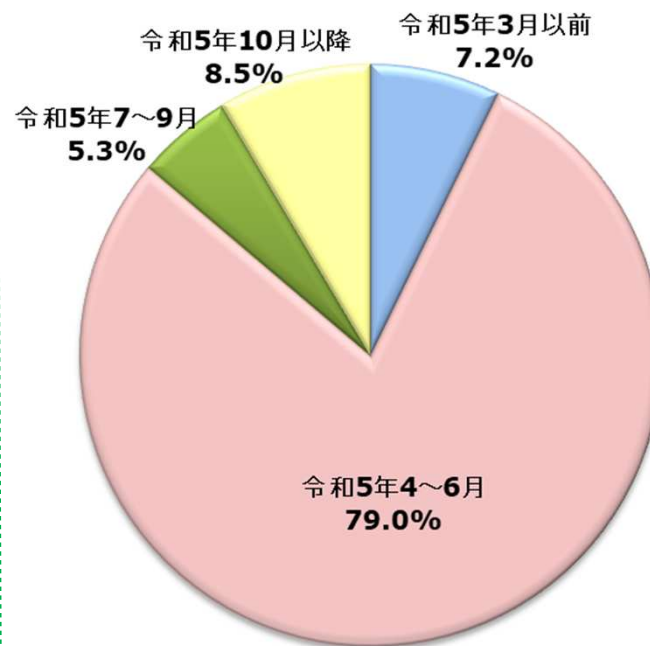
- 国及び独立行政法人等全体では供給開始時期が「令和5年4～6月」が**73.8%**（4月に限ると**70.3%**）を占め、国の機関は**79.0%**が年度当初に供給開始
➡ **多くの機関が年度当初に合わせて1年間（12ヵ月）の契約を締結**
- 供給電力量（規模）にもよるが一般的には電気の供給開始時期の2～3か月ないしそれ以上前の段階で入札公告を行う場合が多い

国及び独立行政法人等



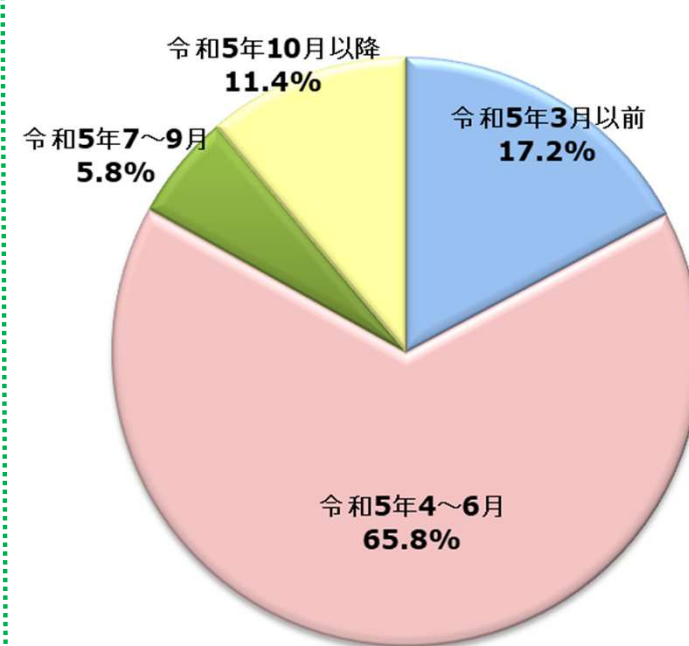
契約数：3,359件

国の機関



契約数：2,048件

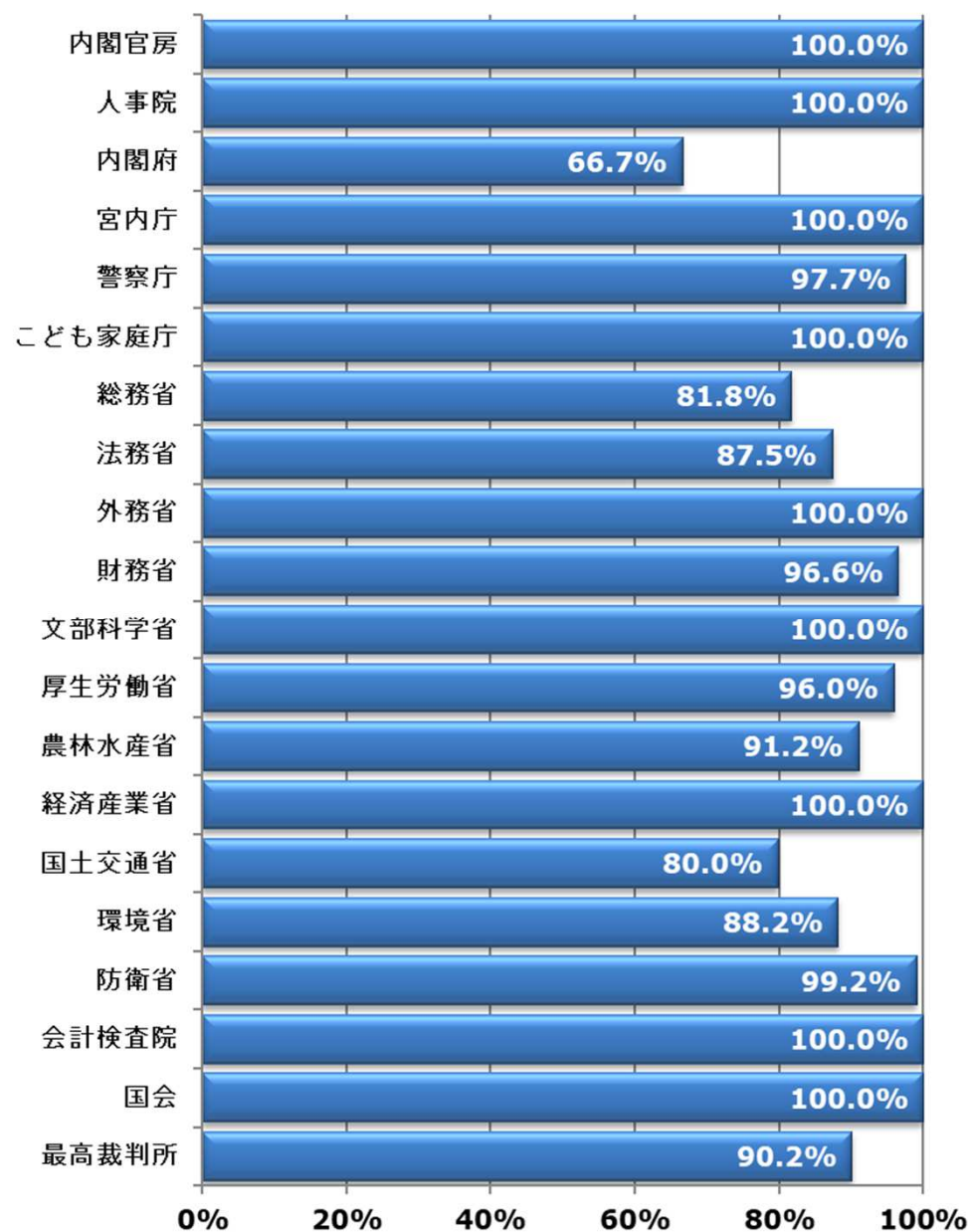
独立行政法人等



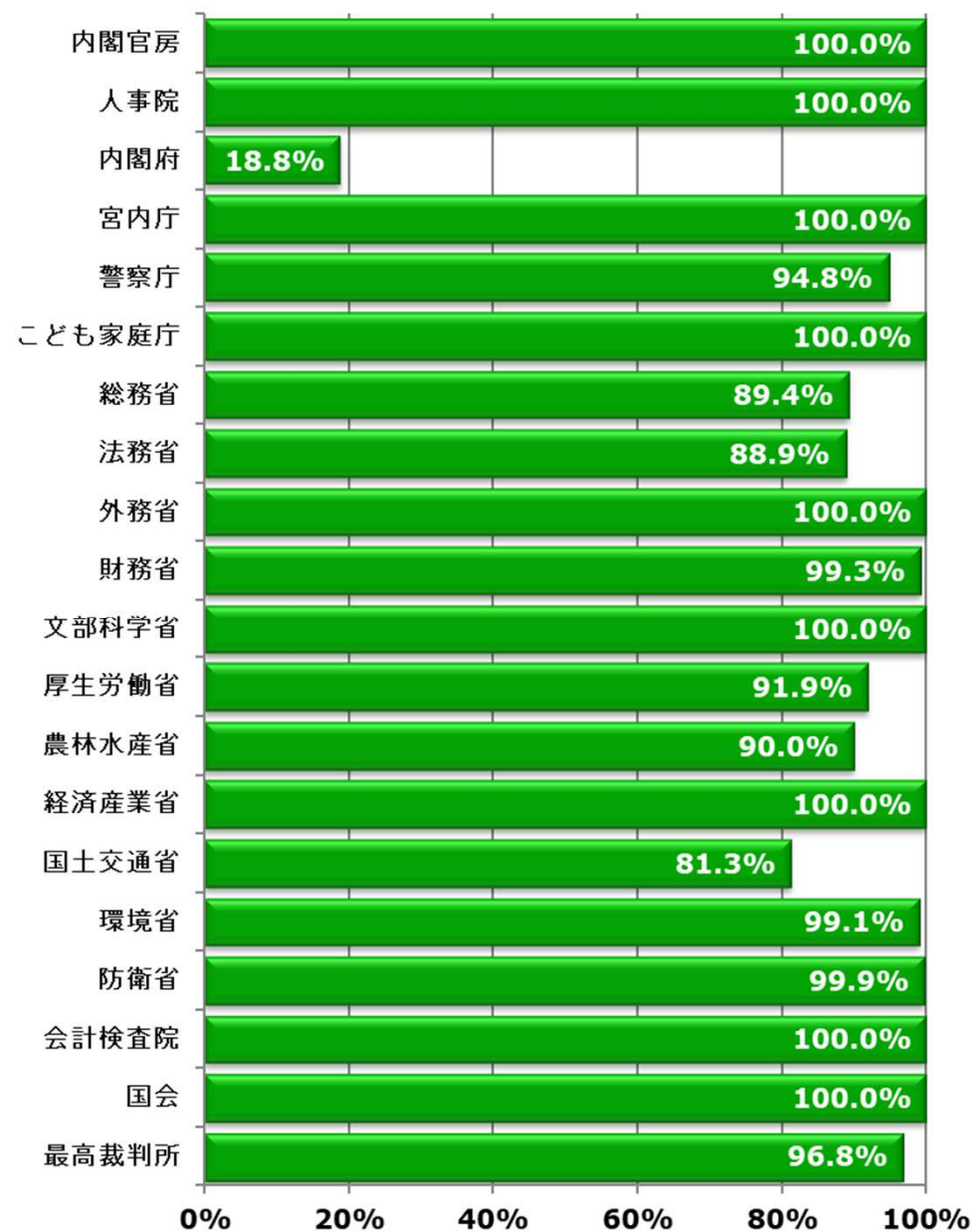
契約数：1,311件

注：供給開始時期の「令和5年3月以前」には長期契約・契約期間を定めない契約を含む

府省庁別裾切り方式実施状況【国の機関】



裾切り方式の実施状況【件数】



裾切り方式の実施状況【予定使用電力量】

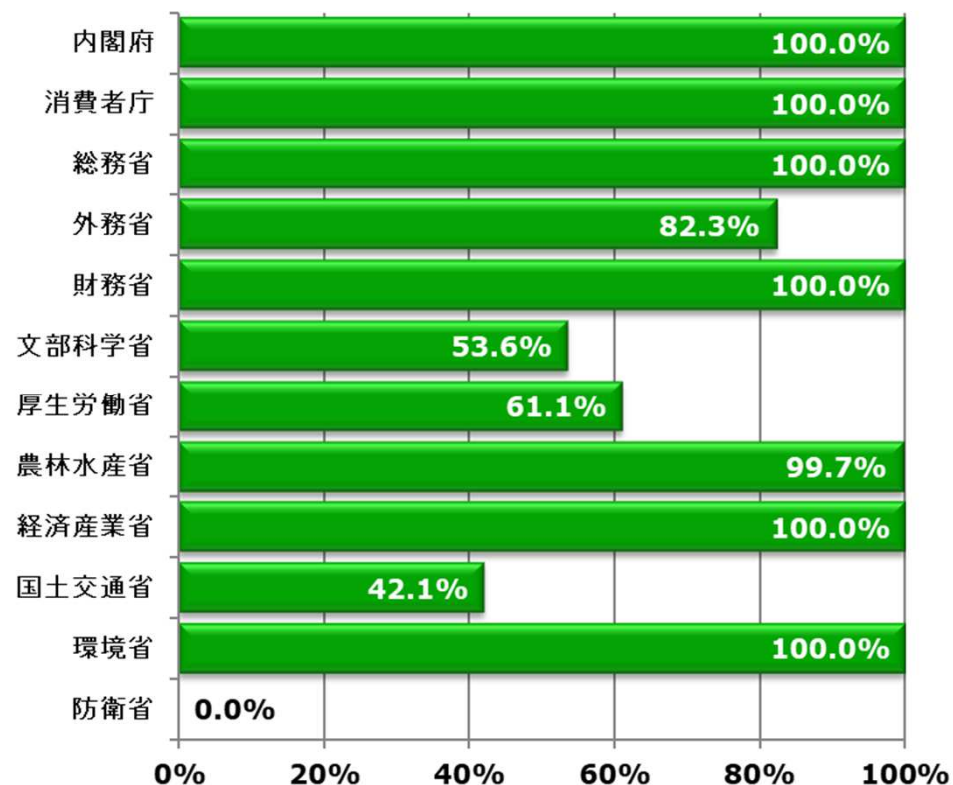
注1：裾切り方式の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはスライド4参照）を除く

注2：電気の供給を受ける契約を1件も直接契約していない府省庁（合同庁舎の管理官署ではない場合等）は集計の対象外

府省庁別裾切り方式実施状況【独立行政法人等】



裾切り方式の実施状況【件数】



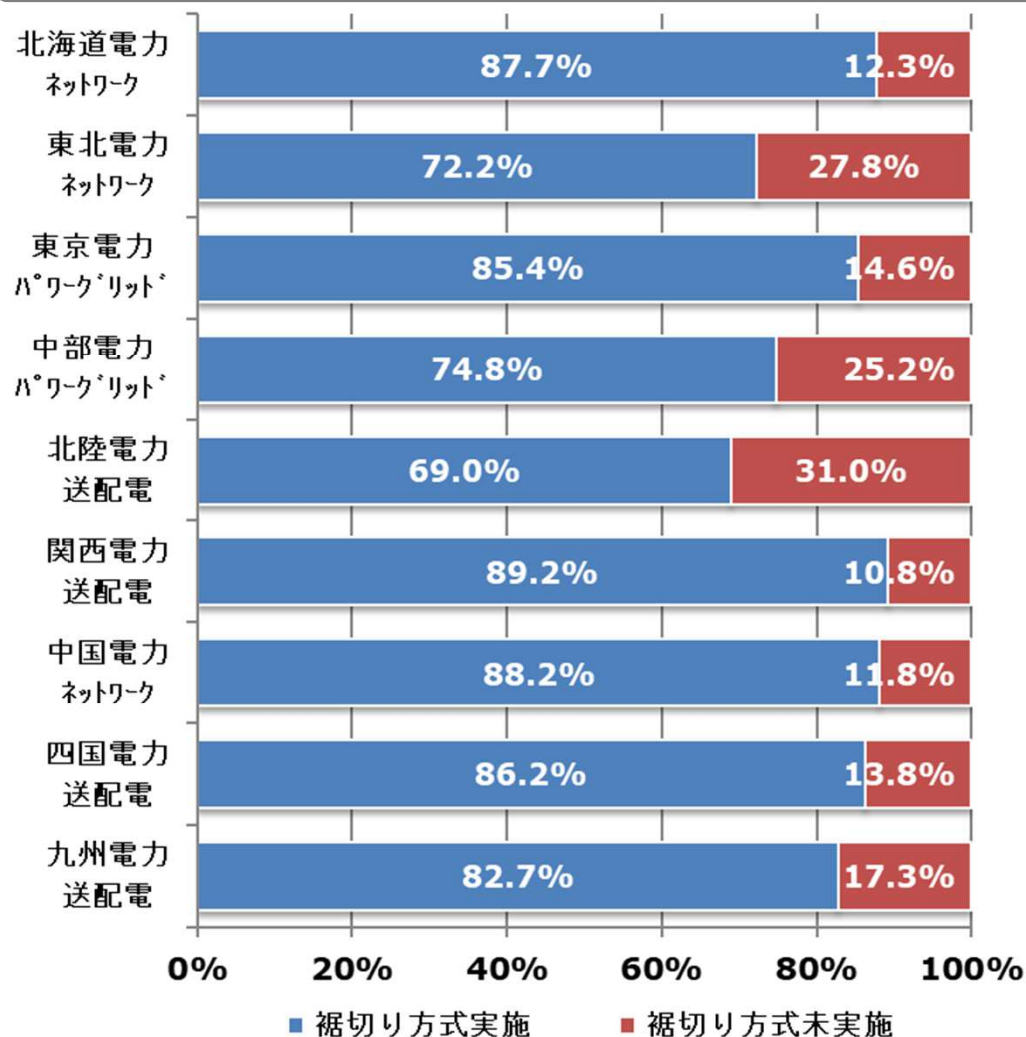
裾切り方式の実施状況【予定使用電力量】

注1：裾切り方式の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはスライド4参照）を除く

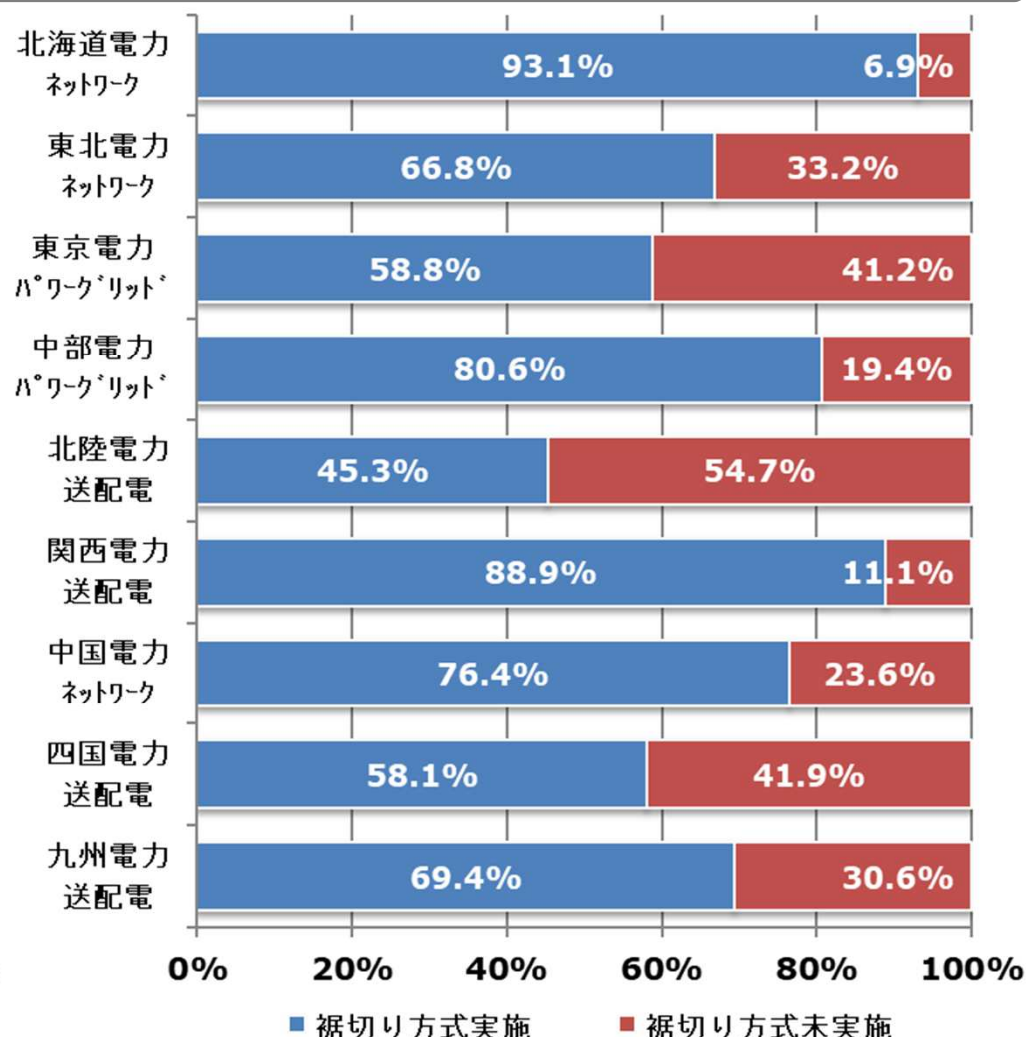
注2：独立行政法人等を所管している府省庁別の集計

供給区域別の裾切り方式実施状況

- 件数では東北、中部及び北陸以外の6供給区域で裾切り方式の実施割合が80%以上、予定使用電力量では北海道、中部及び関西の3供給区域で実施割合が80%以上
- 供給区域別の実施割合は北陸において電力量で半数を下回っている



裾切り方式の実施状況【件数】

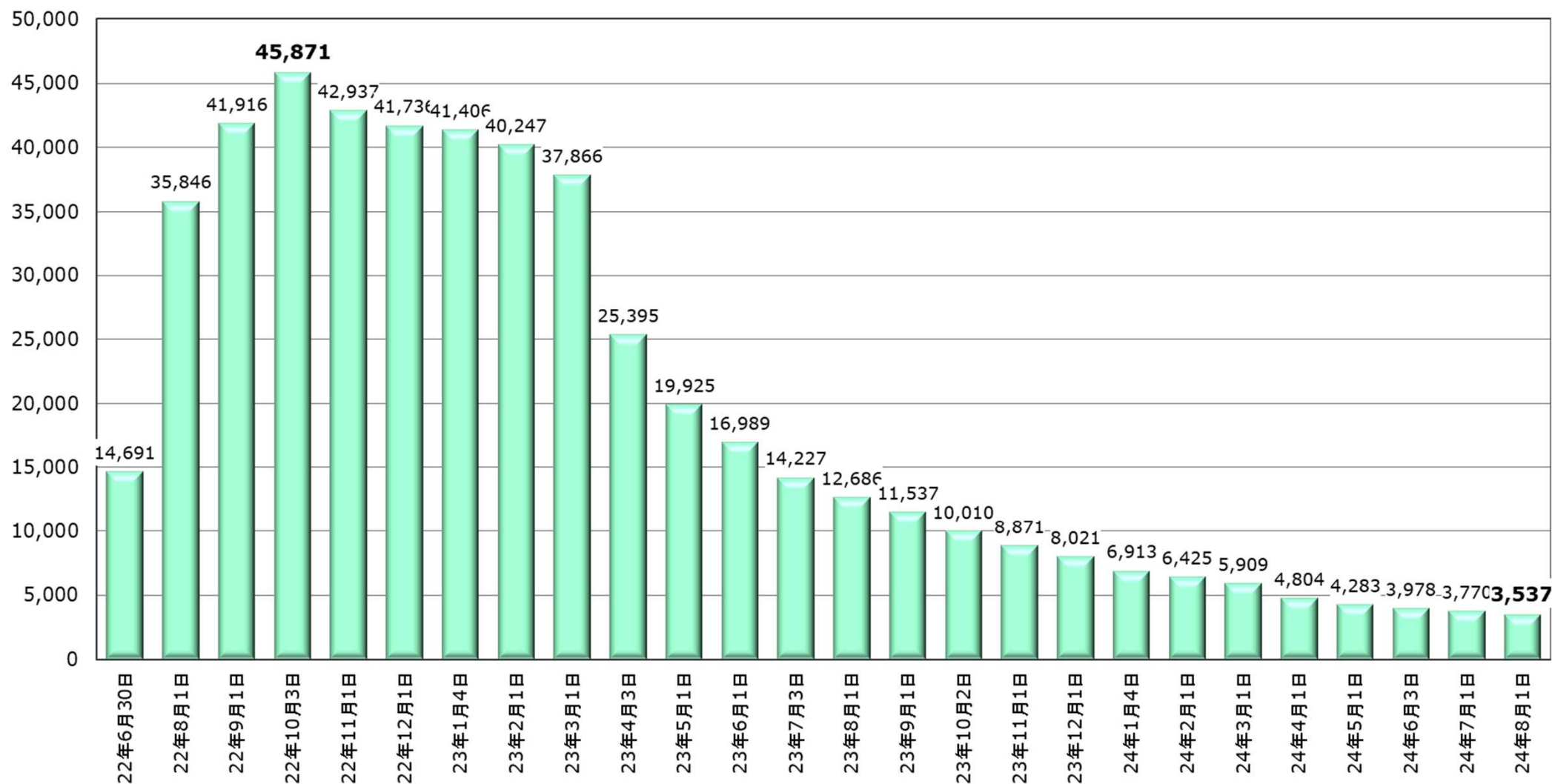


裾切り方式の実施状況【予定使用電力量】

注：裾切り方式の実施が不可能（実施不可能の詳細についてはスライド4を参照）を除く

【参考】最終保証供給契約の推移

- 22年夏頃から最終保障供給契約の件数が増加（2022年8月以降は月初の件数）
 - ➡ 2022年9月初～2023年3月初までは概ね4万件程度で推移（2022年10月3日がピーク）
 - ➡ 2023年4月初以降は大きく減少。2024年8月1日時点でピークの約13分の1



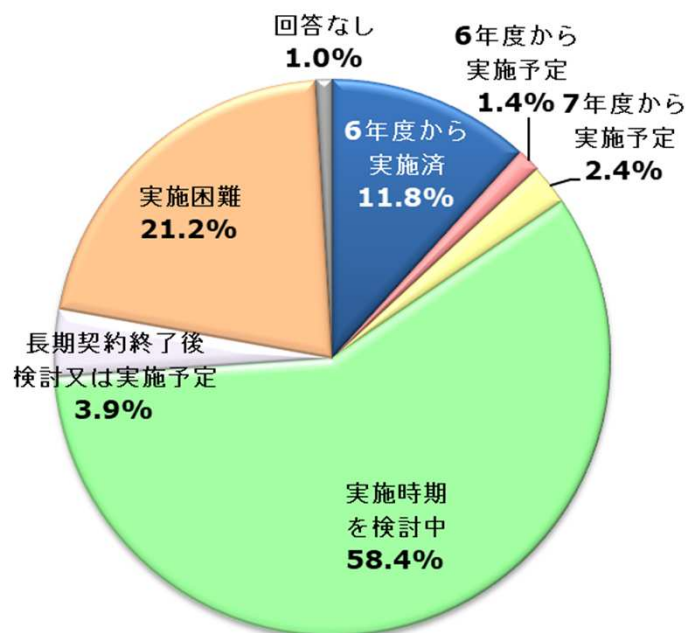
最終保証供給の件数（2022年6月30日～2024年8月1日）

資料：電力・ガス取引監視等委員会（令和6年8月15日公表）

裾切り方式未実施機関の今後の見通し

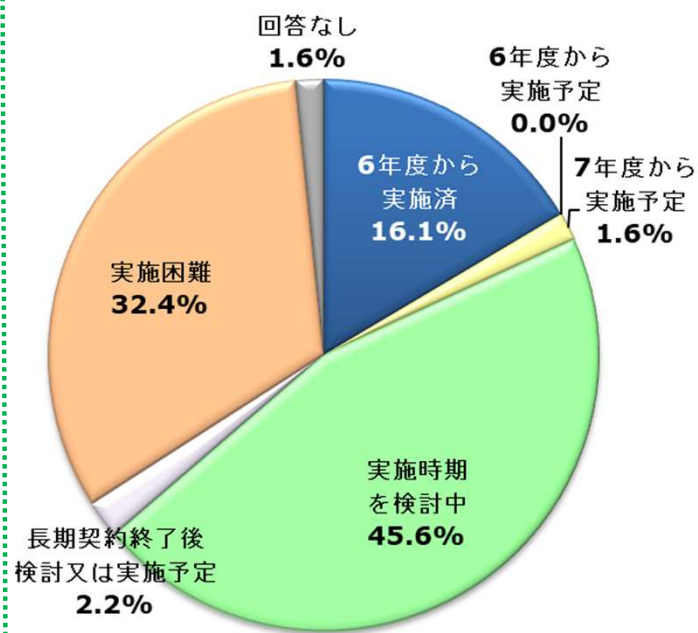
- 国及び独立行政法人等全体では「**実施時期を検討中**」が**58.4%**を占めており、「**実施困難**」が**21.2%**、裾切り方式を実施又は実施予定（検討中を含む）
- 国及び独立行政法人等はともに「**実施時期を検討中**」が最も多く、国の機関は「**実施困難**」が**32.4%**、**7年度までに実施又は実施予定**が**18.1%**、独立行政法人等は「**実施困難**」が**14.9%**、**7年度までに実施又は実施予定**が**14.0%**

国及び独立行政法人等



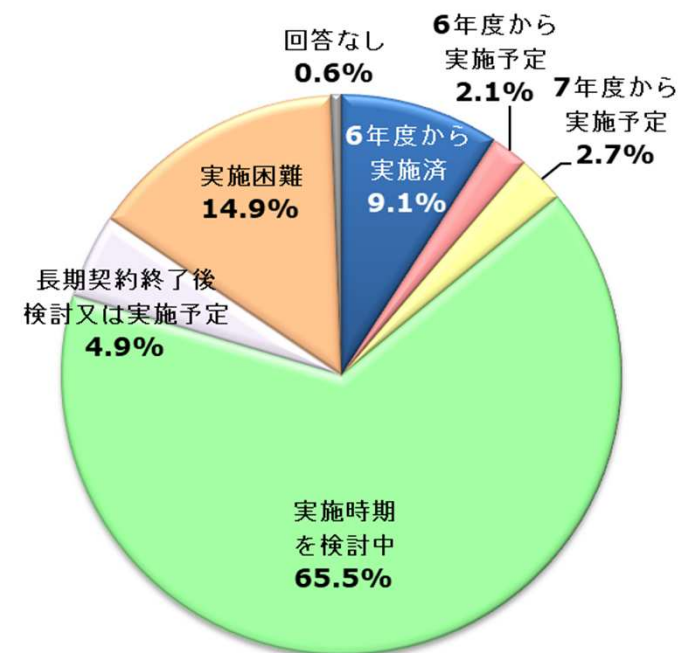
未実施機関数：510件

国の機関



未実施機関数：182件

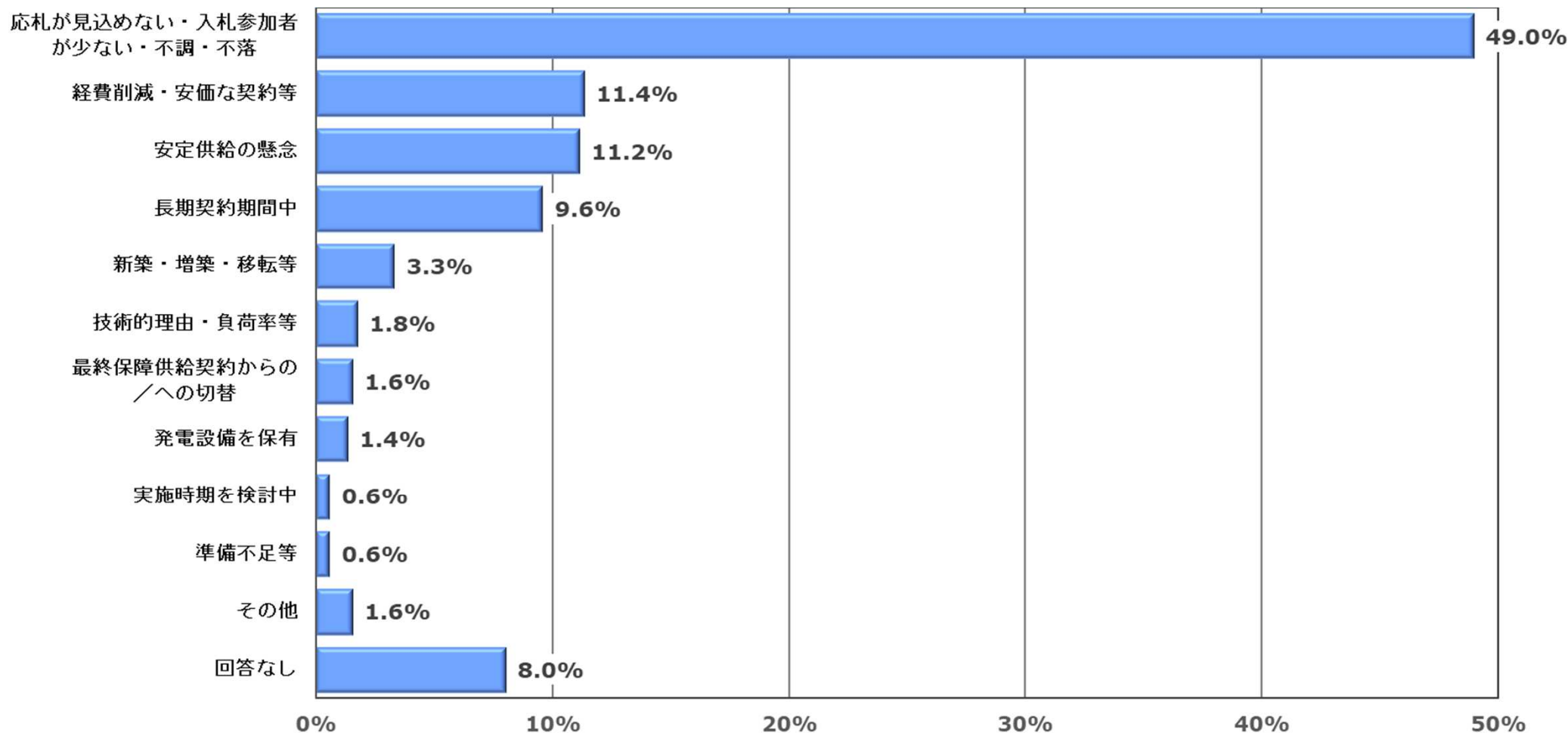
独立行政法人等



未実施機関数：328件

裾切り方式の未実施理由

- 令和5年度における裾切り方式の未実施理由は「応札が見込めない・入札参加者が少ない・不調・不落」が最も多く**49.0%**（令和4年度比15.1ポイント増）と未実施理由の約半数を占め、例年と比べても多い状況
- 次いで「経費削減・安価な契約等」が**11.4%**、「安定供給の懸念」が**11.2%**、「長期契約期間中」が**9.6%**の順。他の理由は少ない



注：未実施理由の「大手電力会社の指名停止等の影響」は上記の「応札が見込めない・入札参加者が少ない等」に含まれる

1. 裾切り方式の実施状況
- 2. 再エネ電力の調達状況**
3. 環境配慮契約の実施状況

電気の供給を受ける契約における再エネ電力の調達状況

令和5年度における再エネ電力の調達状況（概要）

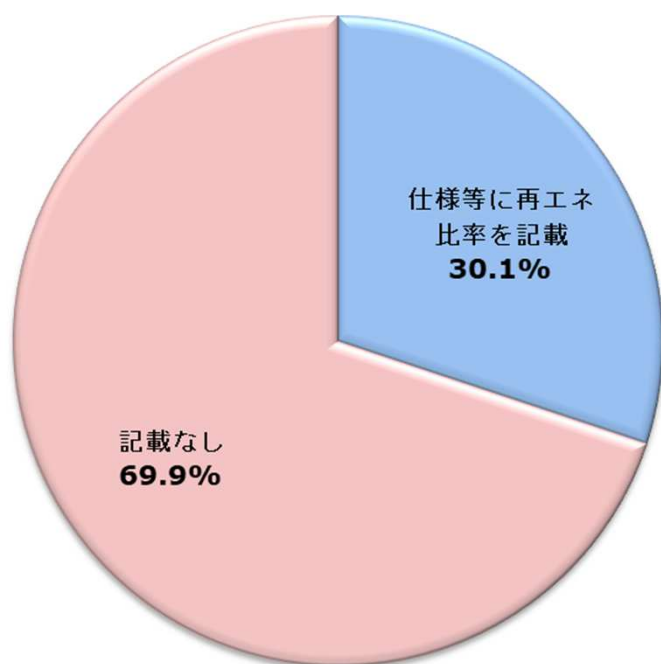
○ 国及び独立行政法人等における再エネ電力の調達状況について

- ➡ 調達に当たって「再エネ比率を仕様書等に記載」した割合は全契約の**30.1%**
 - ✓ 国の機関は44.4%に対し、独立行政法人等は7.7%であり、**再エネ電力の導入に向けた取組に大きな差**
 - ✓ 裾切り方式の実施状況と同様に電気の供給開始時期（令和5年4～6月が全契約の73.8%）に対応する**入札公告時期と基本方針等の改定のタイミングが合わない**ことも要因と推察
 - ➔ 未実施理由としては「入札参加者が減少するため」「価格が高い/経費削減を優先したため」「手続が間に合わなかったため」「不調・不落であったため」「再エネメニューがない（離島など）」等があげられた
- ➡ 仕様書等に再エネ比率を記載した契約（再エネ比率が不明を除く）
 - ✓ 再エネ比率30%が最も多く53.1%、以下、**再エネ比率60%が16.7%、再エネ比率100%が12.6%**、再エネ比率35%が9.8%の順
 - ✓ **再エネ比率35%以上の契約**は供給開始が令和5年4～6月の34.5%から令和5年7～9月の67.2%、令和5年7～9月の65.7%へと**順次反映された**ものと推察
- ➡ 国及び独立行政法人等の再エネ電力の最大限導入に向けた取組
 - ✓ 再エネ比率35%以上で調達した主な府省庁は警察庁、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省など（契約件数20件以上の府省庁）。同じく主な独立行政法人等としては財務省、経済産業省、環境省などの所管の法人の取組が顕著
 - ✓ 国土交通省では政府実行計画の2030年度目標の再エネ比率60%で調達を推進。防衛省では再エネ比率100%から調達を開始。環境省では再エネ比率100%に向けた取組が進展
 - ✓ その他の個別の取組として国立大学等における**RE100の導入、太陽光発電設備の設置、PPAの導入又は導入検討**など積極的な取組がみられる

再エネ比率の仕様書等への記載の有無

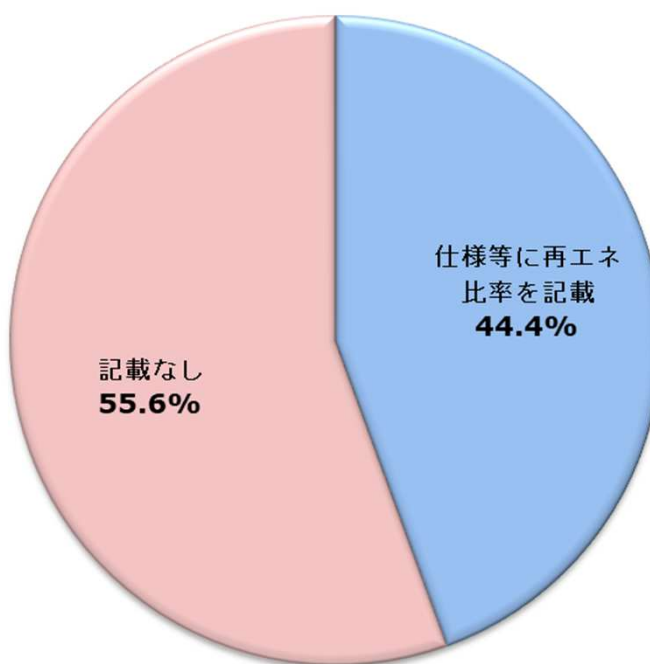
- 国及び独立行政法人等全体では「仕様書等に再エネ比率を記載」した割合は全契約の**30.1%**。国の機関は**44.4%**、独立行政法人等は**7.7%**

国及び独立行政法人等



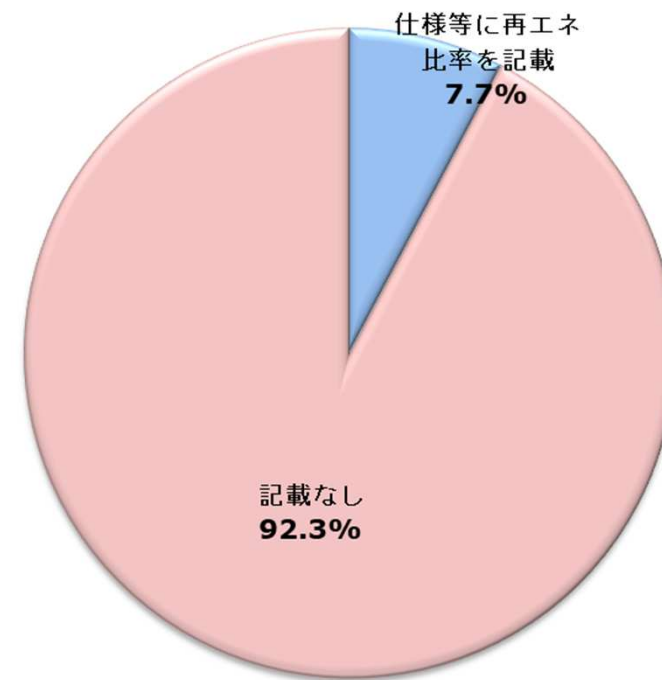
契約数：3,359件

国の機関



契約数：2,048件

独立行政法人等



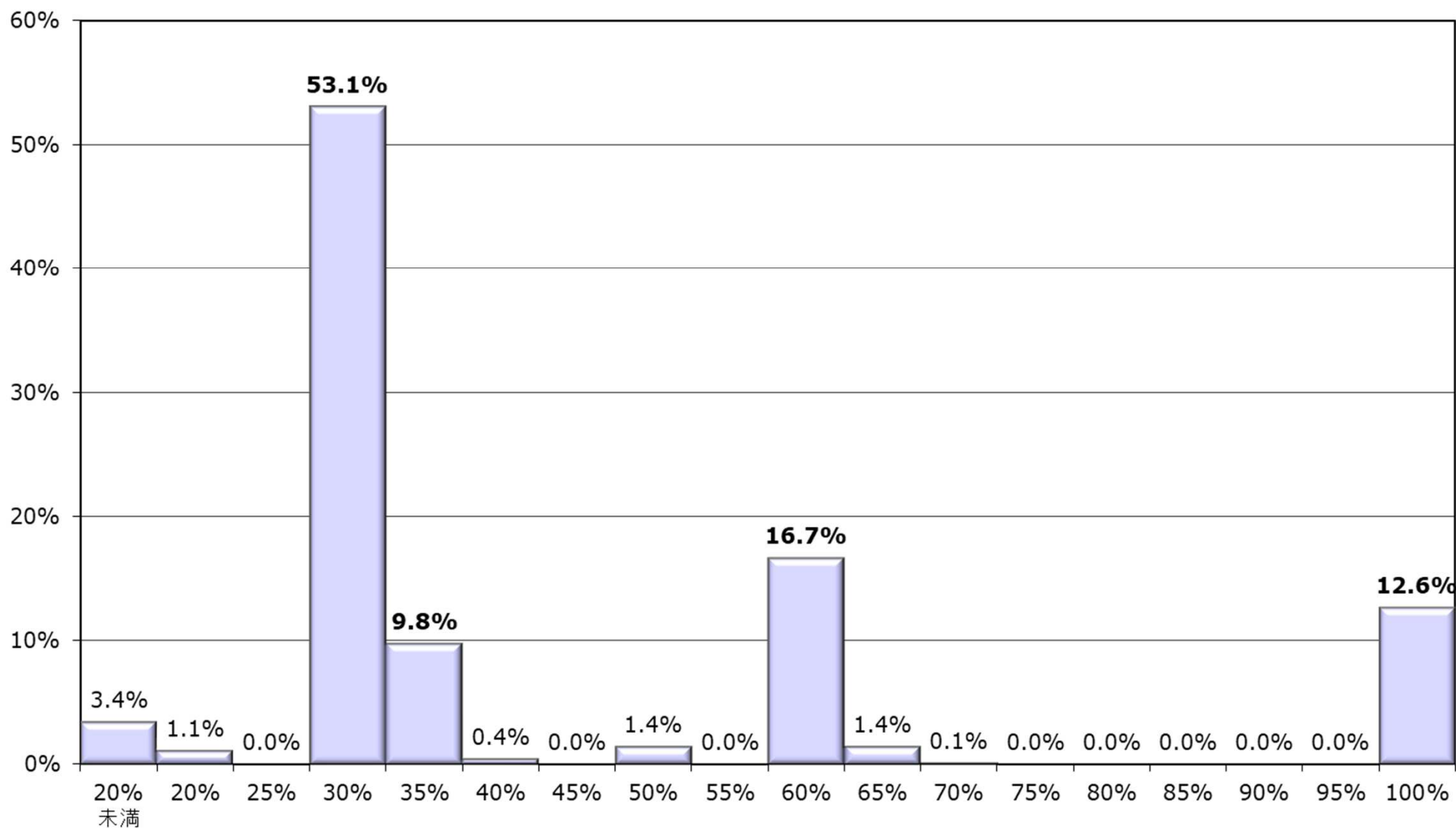
契約数：1,311件

注1：国の機関については、内閣官房行政改革推進本部事務局及び環境省地球環境局地球温暖化対策課発出の「再生可能エネルギー電力の調達について」（令和2年12月10日付事務連絡）により、各府省庁の施設において、令和3年度分から再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施するよう要請されている

注2：令和5年2月の基本方針から「仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記する」ととし、最低限の再エネ比率を35%以上に設定

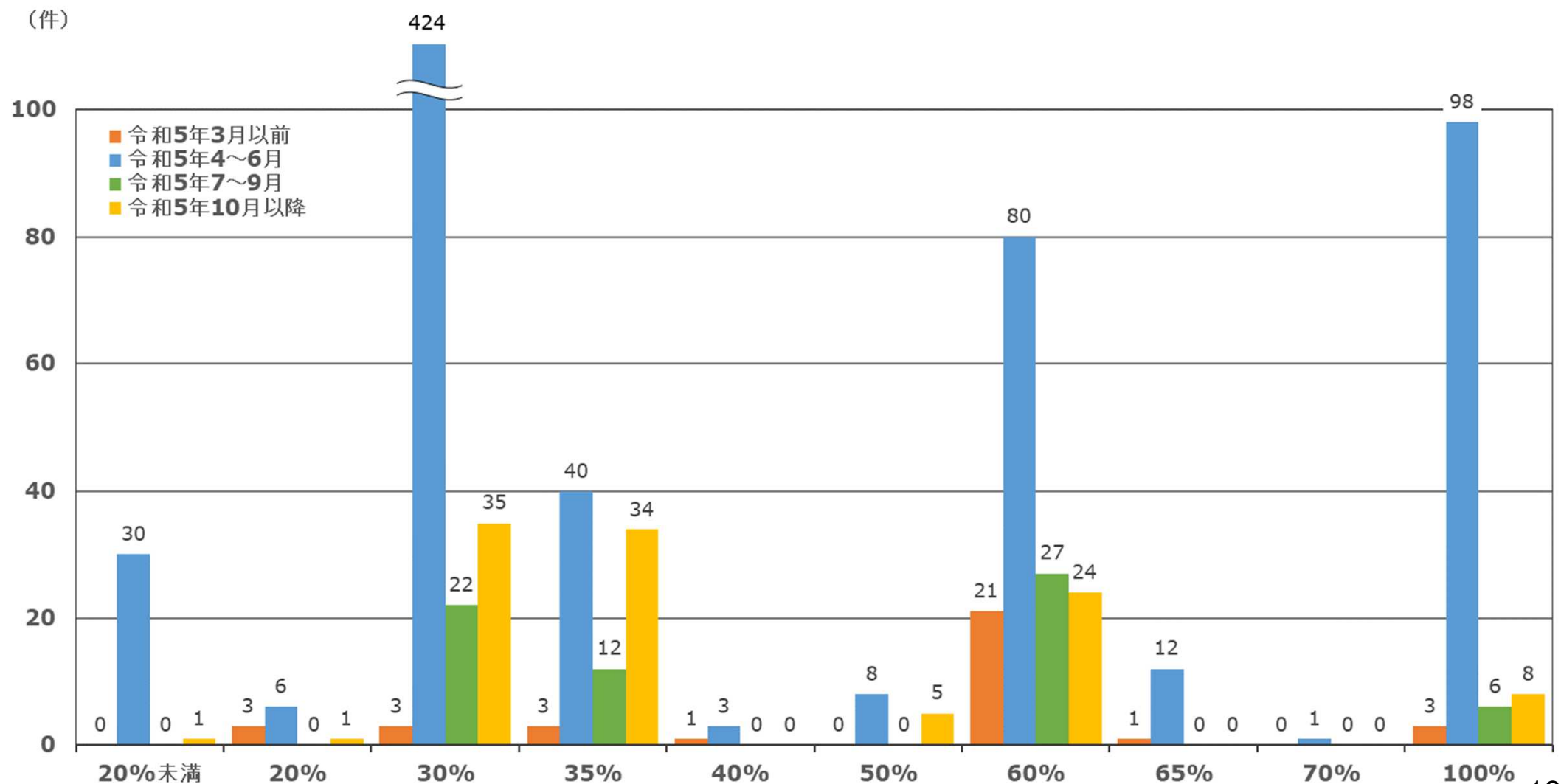
仕様書等に記載された再エネ比率

- 仕様書等に再エネ比率を記載した契約（再エネ比率不明を除く。以下同じ）
 - ➡ 仕様書等に記載した再エネ比率は30%が最も多く**53.1%**。以下、60%が**16.7%**、100%が**12.6%**、35%が**9.8%**の順



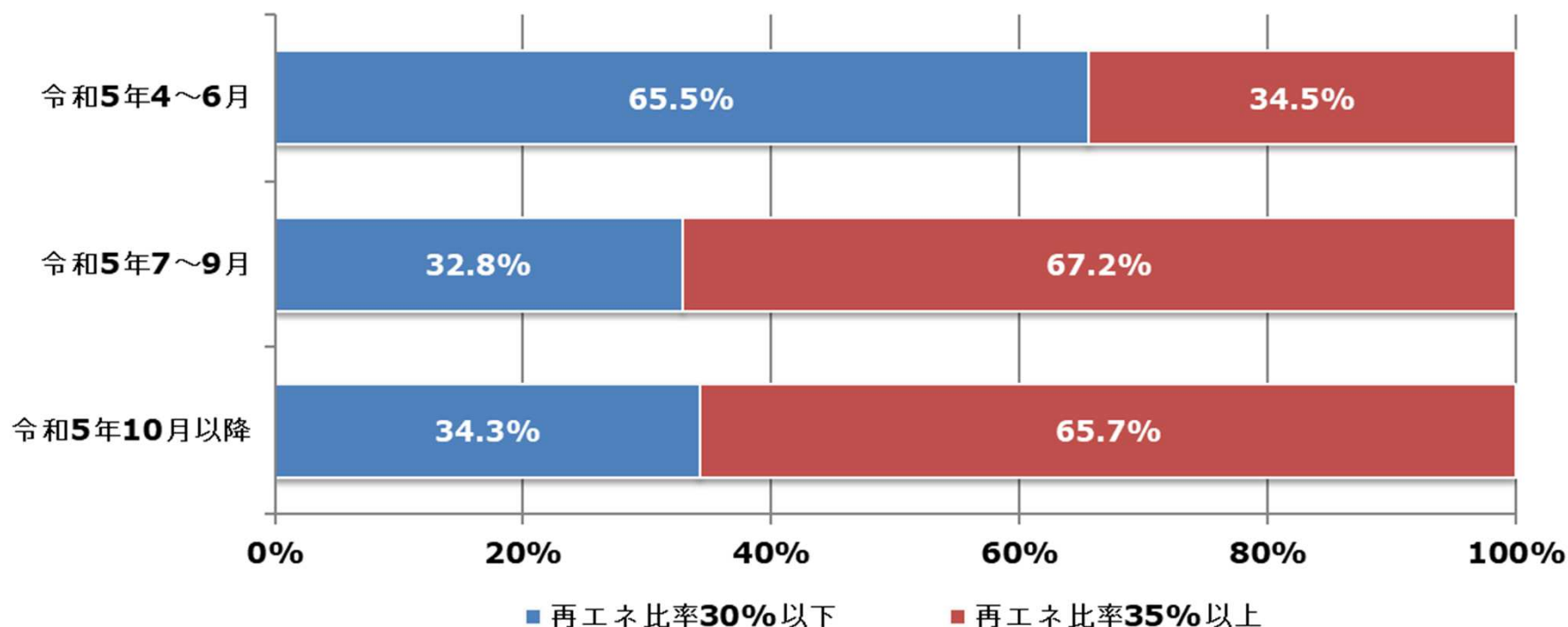
供給開始時期ごとの再エネ比率

- 供給開始時期では令和5年4～6月に供給開始とする契約が全体の**77.3%**、令和5年7～9月が**7.1%**、令和5年10月以降が**11.7%**、令和5年3月以前が**4.0%**
- 再エネ比率では令和5年4～6月は30%が最も多く**60.4%**、令和5年7～9月は60%が**40.3%**、令和5年10月以降は30%が**32.7%**・35%が**30.8%**と拮抗

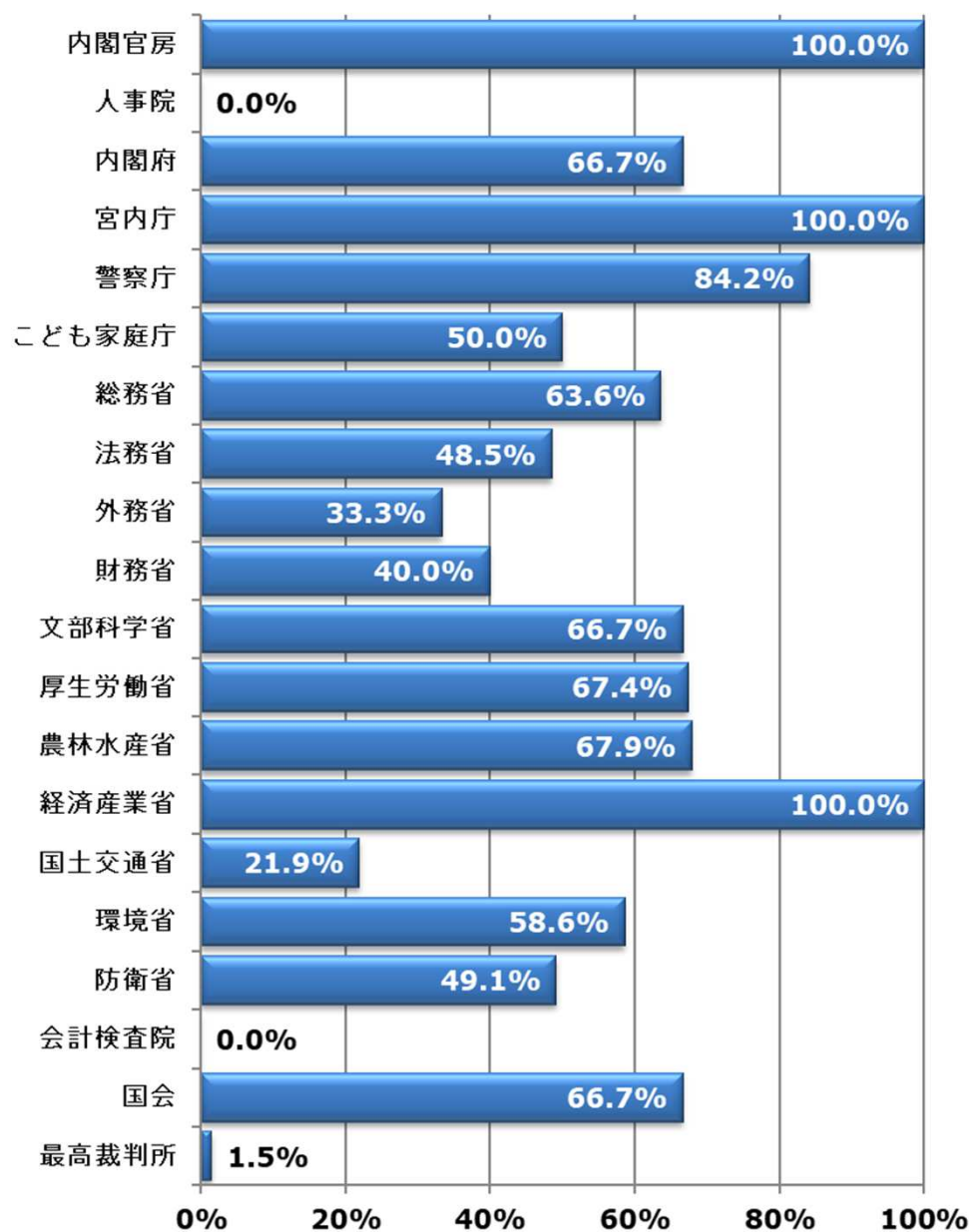


再エネ電力の調達状況【再エネ比率×供給開始時期】

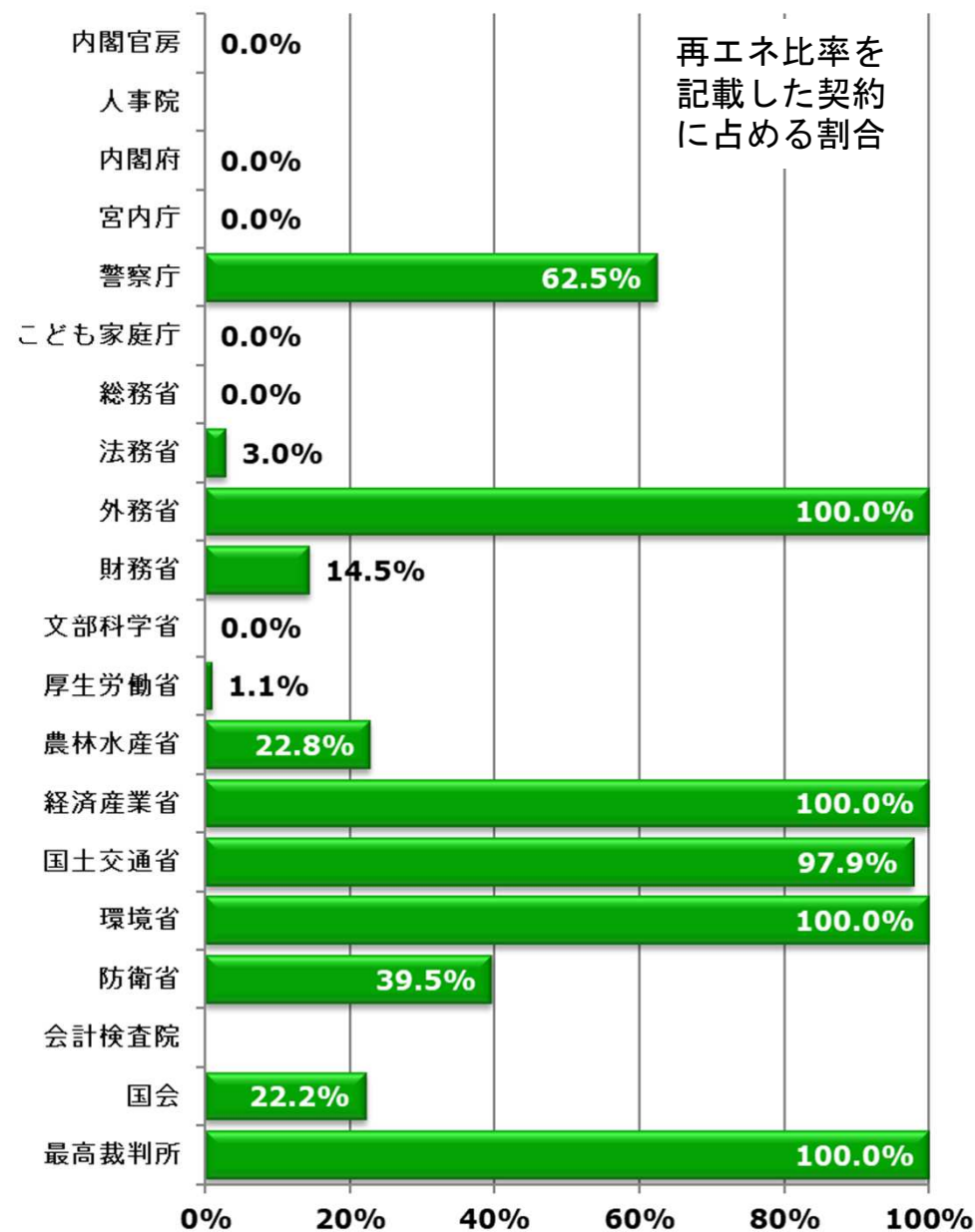
- 仕様書等に記載した**再エネ比率**及び**供給開始時期**（基本方針解説資料に示された令和5年度の最低限の再エネ比率**35%**以上）
 - 供給開始が令和5年4～6月の契約のうち、再エネ比率35%以上の契約は**34.5%**に対し、令和5年7～9月が**67.2%**、令和5年10月以降が**65.7%**と約2倍に増加
 - 調達電力に占める**再エネ比率35%以上**が順次反映されたものと推察



府省庁別再エネ比率の仕様書等への記載状況【国の機関】



再エネ比率の記載状況【全契約に占める割合】

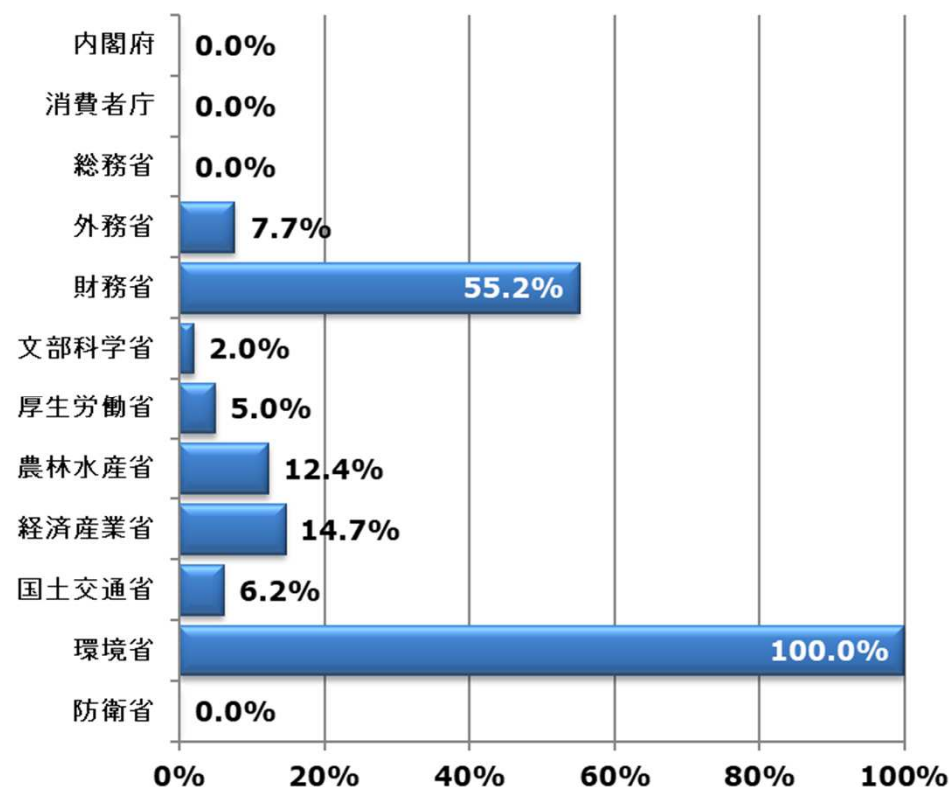


再エネ電力の調達状況【再エネ比率35%以上】

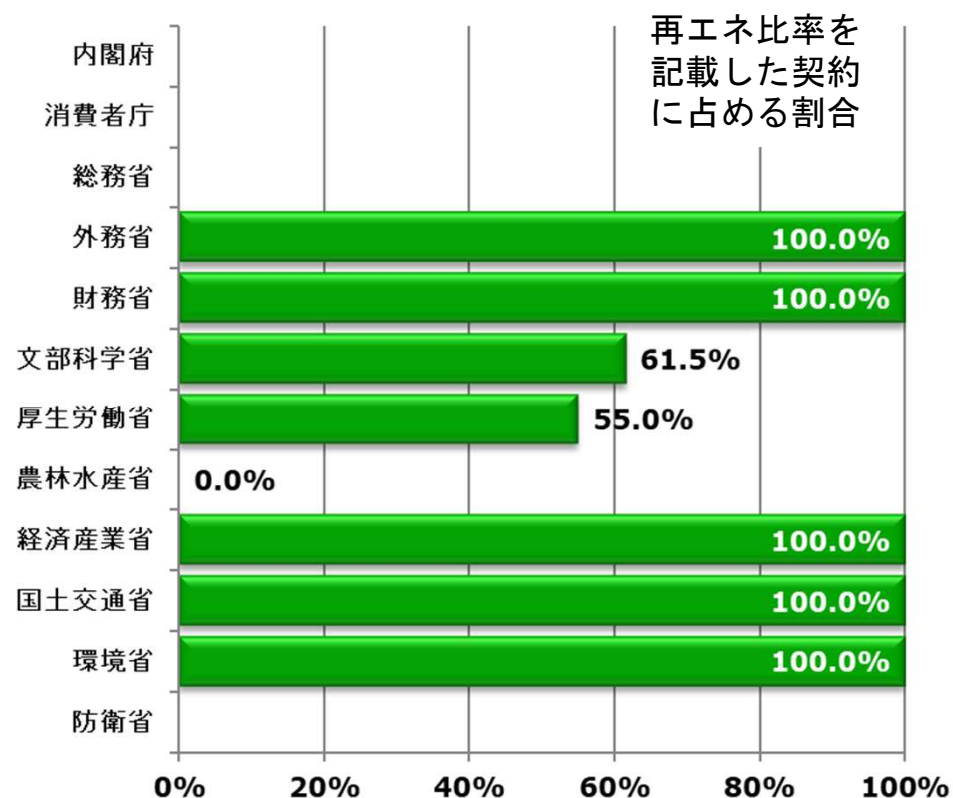
注1：電気の供給を受ける契約の全契約のうち、仕様書等に再エネ比率を記載した割合及び35%以上を記載した割合

注2：電気の供給を受ける契約を1件も直接契約していない府省庁（合同庁舎の管理官署ではない場合等）は集計の対象外

府省庁別再エネ比率の仕様書等への記載状況【独立行政法人等】



再エネ比率の記載状況【全契約に占める割合】



再エネ電力の調達状況【再エネ比率35%以上】

注1：電気の供給を受ける契約の全契約のうち、仕様書等に再エネ比率を記載した割合及び35%以上を記載した割合

注2：独立行政法人等を所管している府省庁別の集計

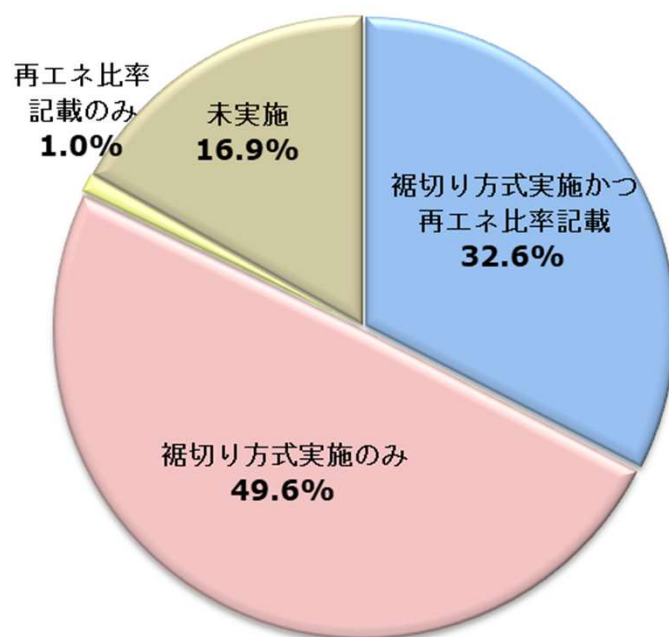
1. 裾切り方式の実施状況
2. 再エネ電力の調達状況
- 3. 環境配慮契約の実施状況**

令和5年度の環境配慮契約の実施状況【高圧・特別高圧】

○ 令和5年度の環境配慮契約の実施状況（件数ベース）

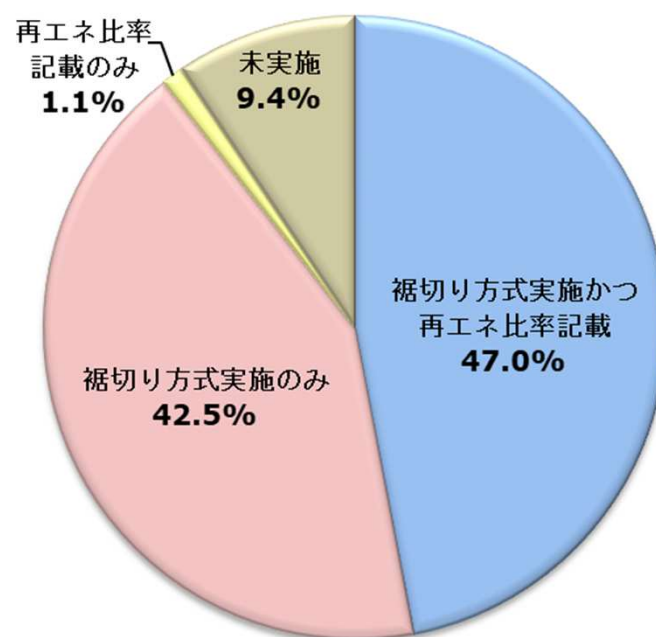
- ➡ 国及び独立行政法人等全体では裾切り方式を実施かつ仕様書等に再エネ比率を記載の割合は32.6%、裾切り方式実施のみが49.6%、仕様書等への再エネ比率の記載のみが1.0%
- ➡ いずれも未実施の割合は国の機関が9.4%、独立行政法人等は29.5%

国及び独立行政法人等



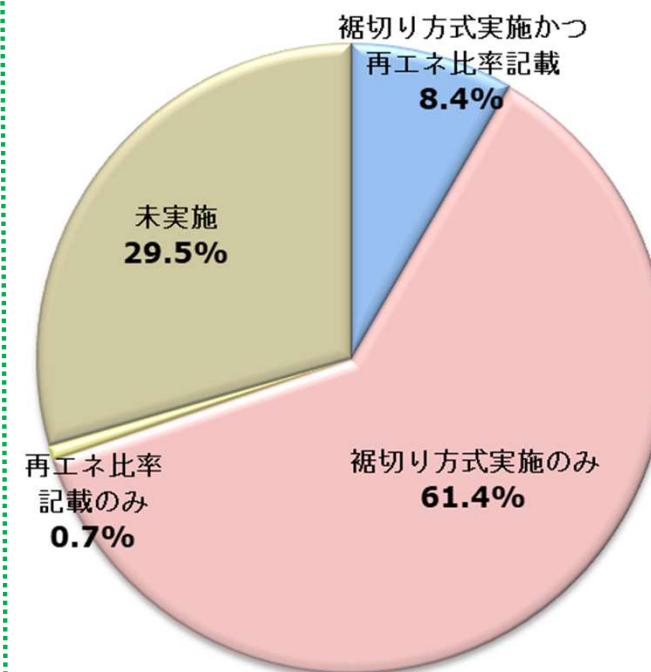
契約数：2,970件

国の機関



契約数：1,860件

独立行政法人等



契約数：1,110件

注：裾切り方式の実施が不可能を除外（「実施不可能の詳細についてはスライド4参照」）。このため契約件数は全契約の合計と一致しない

環境配慮契約の実施件数及び予定使用電力量【高圧・特別高圧】

○ 令和5年度の環境配慮契約の実施状況

- ➡ 裾切り方式実施かつ再エネ比率記載：契約件数967件 予定使用電力量2,304百万kWh
- ➡ 裾切り方式のみ：契約件数1,472件 予定使用電力量4,468百万kWh
- ➡ 再エネ比率のみ：契約件数29件 予定使用電力量28百万kWh

高圧・特別高圧 (50kW以上)		①～④ 総数（合計）	① 裾切り方式を 実施かつ仕様 書等に再エネ 比率を記載 ^{注1}	② 裾切り方式の 実施のみ ^{注1}	③ 再エネ比率の 記載のみ実施	④ 裾切り方式及 び再エネ比率 の記載をとも に未実施 ^{注1}
契約件数 (件)	国の機関	1,860 (100.0%)	874 (47.0%)	790 (42.5%)	21 (1.1%)	172 (9.4%)
	独立行政法人等	1,110 (100.0%)	93 (8.4%)	682 (61.4%)	8 (0.7%)	327 (29.5%)
	合 計	2,970 (100.0%)	967 (32.6%)	1,472 (49.6%)	29 (1.0%)	502 (16.9%)
予定使用 電力量 (百万kWh)	国の機関	3,083 (100.0%)	1,848 (59.9%)	1,050 (34.1%)	22 (0.7%)	163 (5.3%)
	独立行政法人等	6,655 (100.0%)	457 (6.9%)	3,418 (51.4%)	6 (0.1%)	2,774 (41.7%)
	合 計	9,738 (100.0%)	2,304 (23.7%)	4,468 (45.9%)	28 (0.3%)	2,938 (30.2%)

注1：裾切り方式の実施が不可能を除外（「実施不可能の詳細についてはスライド4参照」）していることから、契約件数の合計及び予定使用電力量の合計は全契約の合計と一致しない

注2：予定使用電力量及び割合については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

令和4年度における裾切り方式未実施機関・ 施設等の取組状況について

裾切り方式未実施機関・施設等の取組状況等①

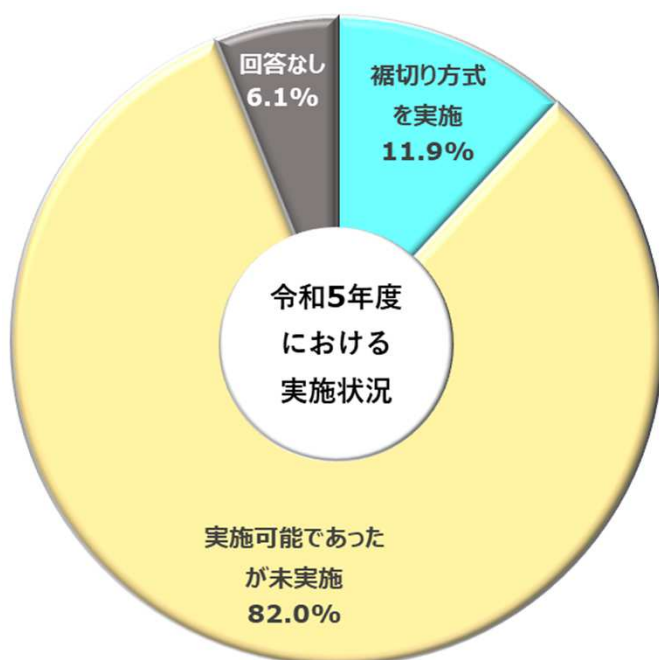
○ 令和4年度において裾切り方式の未実施機関・施設として公表された**378**件について追跡調査を実施（未実施理由別に調査）

① 令和5年度までに実施又は実施予定と回答した**73.0%**が裾切り方式を実施

② 実施時期を検討中と回答した**87.4%**が引き続き実施可能であったが未実施

③ 実施困難と回答した**96.1%**が実施可能であったが未実施

➡ 上記①及び②の令和5年度の契約状況、今後の取組見込みは次スライド参照



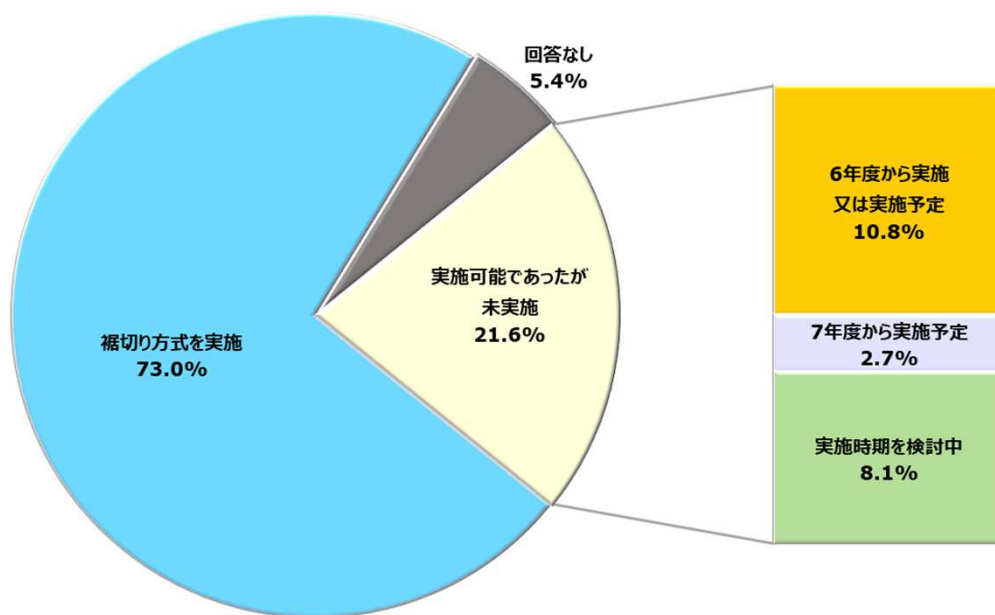
令和4年度の回答		令和5年度の裾切り方式の実施状況		
令和4年度における今後の裾切り方式の見込み	合 計	裾切り方式を実施	実施可能であったが未実施	不明
令和5年度までに実施又は実施予定	37 100.0%	27 73.0%	8 21.6%	2 5.4%
実施時期を検討中	253 100.0%	13 5.1%	221 87.4%	19 7.5%
実施困難	77 100.0%	1 1.3%	74 96.1%	2 2.6%
回答なし	11 100.0%	4 36.4%	7 63.6%	0 0.0%
合 計	378 100.0%	45 11.9%	310 82.0%	23 6.1%

注1：実施不可能についてはスライド4参照

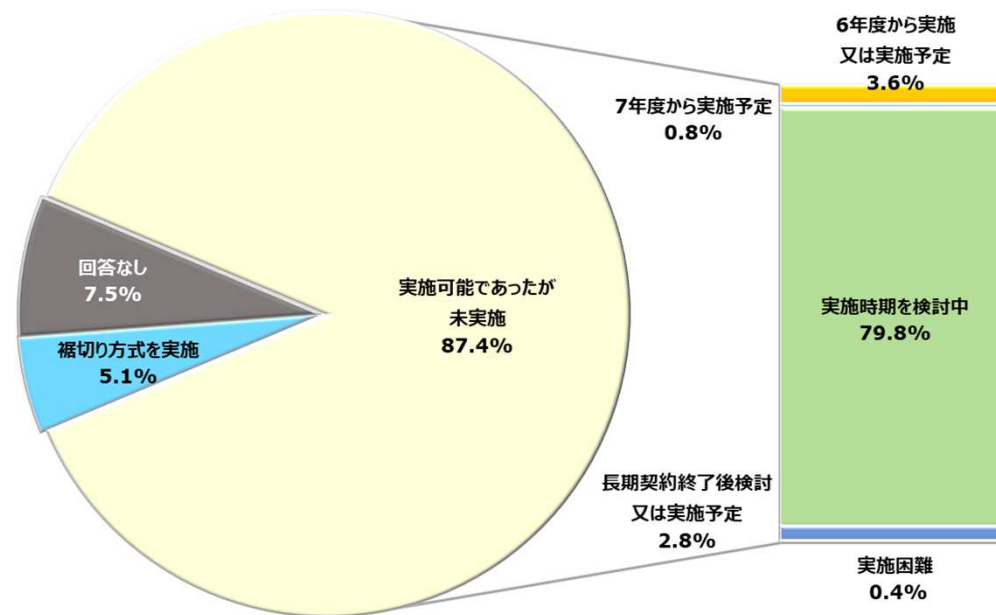
注2：令和4年度において裾切り方式の未実施機関・施設として公表された378件のうち、同一施設等として特定できたものについて令和5年度の環境配慮契約の実施状況を取りまとめたもの

裾切り方式未実施機関・施設等の取組状況等②

- 令和4年度の未実施機関・施設における令和5年度の裾切り方式の実施状況及び未実施理由は次のとおり
 - ① 令和4年度において「令和5年度までに実施又は実施予定」と回答したが実施可能であったが未実施の機関・施設（8件）のうち、4件が「令和6年度から実施又は実施予定」、3件が「実施時期を検討中」と回答
 - ② 令和4年度において「実施時期を検討中」と回答したが実施可能であったが未実施の機関・施設（221件）のうち、引き続き「実施時期を検討中」が202件（未実施の91.4%）、「実施困難」とする回答は1件のみ



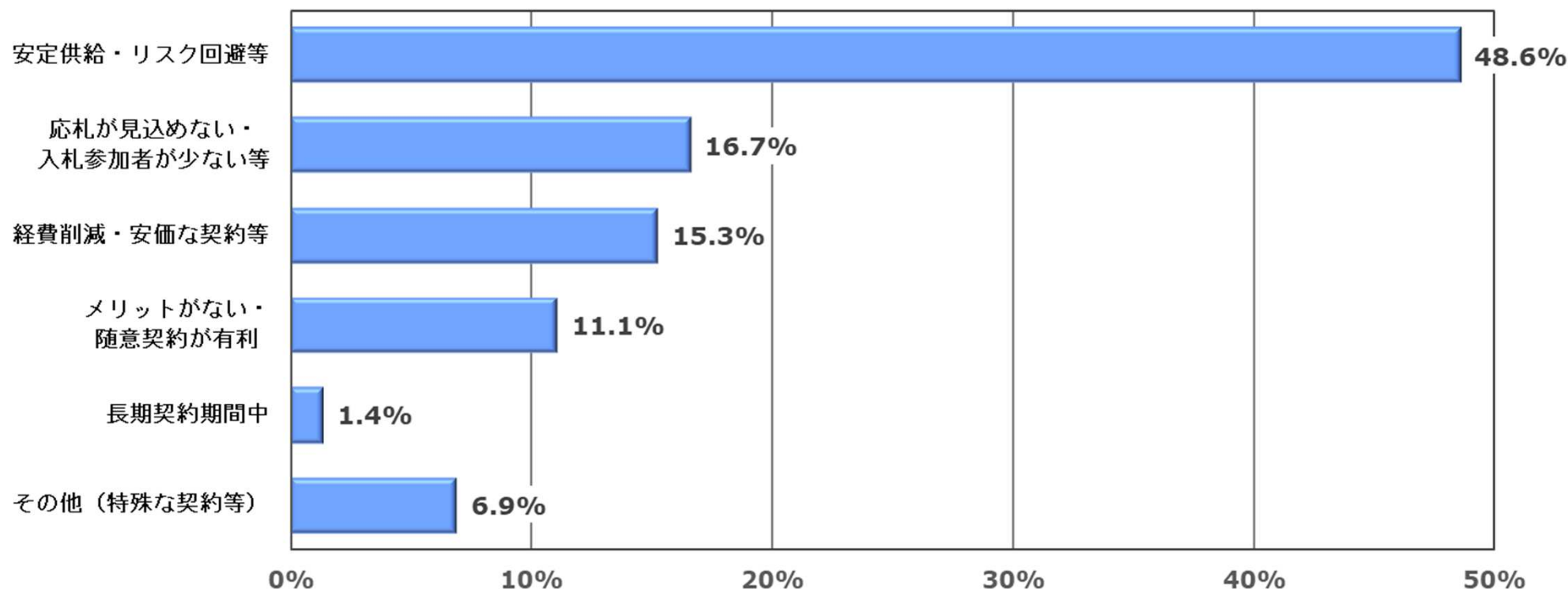
令和5年度までに実施又は実施予定



実施時期を検討中

実施困難とする理由

- 令和4年度の未実施機関・施設で「実施困難」と回答した機関・施設（77件）のうち、令和5年度においても引き続き「実施困難」と回答した72件（93.5%）の未実施理由は次のとおり
 - ✓ 「安定供給・リスク回避等」が約半数の**48.6%**、次いで「応札が見込めない・入札参加者が少ない等」が**16.7%**、「経費削減・安価な契約等」が**15.3%**。全契約における裾切り方式の未実施理由で最も多い「応札が見込めない・入札参加者が少ない等」の割合は相対的に小さい
 - ✓ 「メリットがない・随意契約が有利」との回答もあげられている



電気の供給を受ける契約における環境配慮契約について

令和5年度における環境配慮契約に関する取組の評価等①

○ 裾切り方式の実施状況について

- ➡ 国の機関については裾切り方式の実施割合は件数が90.3%（令和4年度比0.3ポイント減）、予定使用電力量が94.1%（同1.7ポイント減）と微減であり、**引き続き高い割合を維持**しており、これまでと**同等の結果と評価**できる
 - ✓ 府省庁（国会・裁判所含む）の取組をみると内閣府を除く全省庁で件数・予定使用電力量ともに実施割合が80%を上回っており、うち**9省庁で100%**となっている
- ➡ 独立行政法人等については裾切り方式の実施割合は件数が70.5%（令和4年度比7.0ポイント減）、予定使用電力量が58.5%（同18.6ポイント減）と、特に**予定使用電力量**で前年度を大きく下回っており、**更なる取組の実施**が求められる
 - ✓ 相対的に予定使用電力量の多い国立研究開発法人、病院、国立大学や高等専門学校等のうち、裾切り方式の未実施機関に対する取組の強化を図ることが必要

○ 裾切り方式の未実施機関に対するフォローアップについて

- ➡ 未実施機関・施設については公表を継続するとともに、より効果的な促進方法について検討
 - ✓ 政府実行計画等と連携し、2030年目標の達成に向けて取組を強化するように位置付け
 - ✓ 未実施機関（特に未実施の多い独立行政法人等）に対して未実施理由に即した情報提供
- ➡ 未実施機関のうち「実施時期を検討中」「実施困難」とする機関への働きかけの実施
 - ✓ 具体的な実施時期の明確化を求めるとともに、実施の有無の確認
 - ✓ 複数年連続して「検討中」とする機関に対する検討結果の確認及び必要に応じた取組依頼
 - ✓ 「実施困難」とする機関に対する未実施理由を踏まえた適切な情報提供及び取組依頼

電気の供給を受ける契約における環境配慮契約について

令和5年度における環境配慮契約に関する取組の評価等②

○ 再エネ電力の調達状況について

- ➡ 調達に当たって「仕様書等に再エネ比率を記載」した割合は全契約の30.1%
- ➡ 国の機関が「仕様書等に再エネ比率を記載」した割合は44.4%であるのに対し、独立行政法人等の割合は7.7%であり、**再エネ電力の導入に向けた取組に大きな差異がみられる**
 - ✓ 基本方針を改定し、実際に運用を開始した最初の年度であるため、やや低い割合となったものと考えられるが、特に独立行政法人等においては全体として再エネ電力を導入することに関して必ずしも積極的とはいえないことから、周知徹底による取組の改善が不可欠である
 - ✓ 国の機関はもとより、独立行政法人等については所管する府省庁に対して再エネ電力の導入に向けた協力を要請
- ➡ 他方、再エネ電力の導入に向けた各機関の積極的な取組も行われており、これらの取組を先進事例・優良事例として広く情報提供
 - ✓ より高い再エネ比率による調達（100%、60%など）、RE100の導入、太陽光発電設備の設置、PPAの導入又は導入検討

○ 調達事務の時期に合わせた情報提供について

- ➡ 令和5年度の契約締結実績から得られた課題として、各機関が電力の調達に向けて入札公告の手続に入る時期を考慮した情報提供が必要
 - ✓ 年度当初から電気の供給を受けるためには前年末～年初には手続を行う必要があることから、その時期に間に合うよう必要な情報を提供することが重要
 - ✓ 基本方針等（運用を含む）の改定については可能な限り早期に府省庁に対するアナウンスを実施